

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
令和6年10月3日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 2400335 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 2400050 号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における平成17年1月1日から平成19年4月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成17年1月から同年8月までの標準報酬月額については18万円から32万円、同年9月から平成19年3月までの標準報酬月額については、19万円から32万円とする。

平成17年1月から平成19年3月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年1月1日から平成19年4月1日までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成11年8月1日から平成19年4月1日まで

A社に勤務していた期間の厚生年金保険の標準報酬月額について、実際に支給されていた給与額より低額の届出に基づき決定されており、請求期間については、決定された標準報酬月額に見合う厚生年金保険料より高額な保険料が給与から控除されていたので、当該期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成17年1月1日から平成19年4月1日までの期間について、請求者から提出されたA社の給与に係る支給明細書、給与所得の源泉徴収票及び預金通帳（以下「給与明細書等」という。）により、当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見

合う標準報酬月額若しくは報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除をしていたと認められる厚生年金保険料控除額又は本来の報酬月額若しくは報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成17年1月から平成19年3月までの標準報酬月額については、給与明細書等により確認若しくは推認できる厚生年金保険料控除額又は本来の報酬月額若しくは報酬月額から、32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、保管期間を経過したため資料がなく不明である旨回答しているが、日本年金機構から提出された平成16年から平成18年までの健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届によると、請求者に係る報酬月額は、給与明細書等で確認又は推認できる報酬月額より低い額で届出されていることが確認できるほか、請求者の給与明細書等で確認又は推認できる報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、社会保険事務所（当時）は、請求者の請求期間に係る訂正後の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間のうち、平成11年8月1日から平成17年1月1日までの期間について、請求者は当該期間の給与に係る支給明細書、給与所得の源泉徴収票等の資料を保管しておらず、A社も賃金台帳等の資料を保管していないことから、請求者から提出された預金通帳から当該期間の厚生年金保険料控除額について確認又は推認することができない。

このほか、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料控除額について確認できる関連資料及び周辺事情もない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が平成11年8月1日から平成17年1月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。